

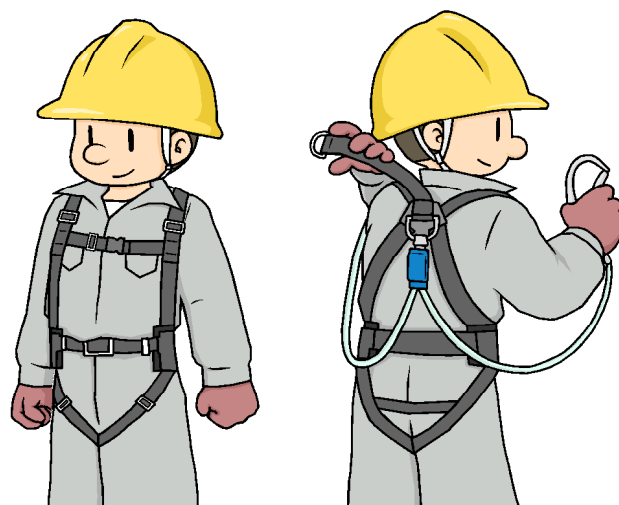
フルハーネス型の墜落制止用器具を使用する作業に特別教育が必要です

平成31年2月1日以降、安全帯の名称が「墜落制止用器具」に改められ、「フルハーネス型」の墜落制止用器具を使用することが原則※となります。

※墜落時に地面に到達する恐れのある場合(高さが6.75m以下)の作業は、胴ベルト型(一本つり)を使用可。

加えて下記条件に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

- ①高さが2メートル以上の箇所
- ②作業床を設けることが困難なところ
- ③フルハーネス型の墜落制止用器具を使用して行う作業
(ロープ高所作業に係る業務を除く)



安衛則第36条 第41号 (平成30年6月22日 厚生労働省労働基準局長 基発0622第1号)

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

| 科目 | 6Hコース |
|---------------------------|---------|
| 1. 作業に関する知識 | 1時間 |
| 2. 墜落制止用器具(フルハーネス型)に関する知識 | 2時間 |
| 3. 労働災害の防止に関する知識 | 1時間 |
| 4. 関係法令 | 30分 |
| 5. 墜落制止用器具の使用手法等 | 1時間30分 |
| 講習料金(税込) | ¥12,000 |

※ 当社では、18歳未満の方の受講はご辞退させていただきます。

上記金額にテキスト代込み

お問い合わせ先

株式会社 日立建機教習センタ

京都教習所 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畑22 tel 075-957-4944

フルハーネス型の墜落制止用器具を使用する 作業に係る特別教育の日程(6Hコース)

下記の日程で講習を開催いたします。
ご予約をお待ちしています。

【特別教育】

| 講習種目 | 項目 | コース | 日数 | 変更内容 |
|--------|----|-----|----|------------|
| フルハーネス | 新規 | 6H | 1日 | 2/2(定員締切) |
| 〃 | 新規 | 6H | 1日 | 2/14(定員締切) |
| 〃 | 追加 | 6H | 1日 | 2/23 |
| 〃 | 追加 | 6H | 1日 | 3/2 |
| 〃 | 追加 | 6H | 1日 | 3/15 |
| 〃 | 追加 | 6H | 1日 | 3/20 |

(2019.1.15現在)